

奈良県告示第二百号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
山脇 章	山脇整骨鍼灸院 磯城郡田原本町大字秦庄五一三―六	山脇接骨院	山脇整骨鍼灸院	平成二十六年五月二十八日
山脇 瑠璃子	山脇整骨鍼灸院 磯城郡田原本町大字秦庄五一三―六	山脇接骨院	山脇整骨鍼灸院	平成二十六年五月二十八日
芳田 晋吾	おおたに鍼灸整骨院 大和高田市大谷五六〇番一〇九号	榎本 晋吾	芳田 晋吾	平成二十六年三月三十日